第四条の二第一項第五号中「第一条の二第一号」を「第二条第一号」に、「別記様式第六号」を「別記様式第十四号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号中「前号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　法第四条第一項第二号から第十号までの規定により許可を受けようとする者（法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者であつて、当該許可に係る許可証を提示したものを除く。）については、戸籍抄本及び住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）

第四条の二第一項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　前号に掲げる者のうち、猟銃を所持しようとする者については、法第五条の二第二項第二号又は第三号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

第四条の二第一項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第四条第一項の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者については、法第五条第一項第二号から第十八号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

第四条の二第二項中「第四条の二第二項」を「第四条の二第三項」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同条を第十一条とする。

第四条中「、別記様式第四号」を「、別記様式第六号」に、「別記様式第四号の二」を「別記様式第七号」に、「別記様式第四号の三」を「別記様式第八号」に、「別記様式第四号の四」を「別記様式第九号」に、「別記様式第四号の五」を「別記様式第十号」に、「別記様式第四号の六」を「別記様式第十一号」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（申請書に添付する医師の診断書）

第十条　法第四条の二第二項（法第五条の四第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する医師が作成した診断書であつて、法第五条第一項第三号又は第四号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第一項に規定する精神保健指定医

二　前号に掲げる者のほか、法第五条第一項第三号又は第四号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると都道府県公安委員会が認める医師

2　同時に複数の申請書を提出する場合における前項の診断書については、一をこれらの申請書のいずれか一に添付すれば足りる。

第三条の三を第八条とし、第三条の二を第七条とする。

第三条第一項中「別記様式第二号」を「別記様式第四号」に改め、同条第二項中「別記様式第三号」を「別記様式第五号」に改め、同条第四項中「別記様式第二号」を「別記様式第四号」に改め、同条を第六条とする。

第二条の二第一項中「別記様式第一号の二」を「別記様式第二号」に改め、同条第二項中「別記様式第一号の三」を「別記様式第三号」に改め、同条第三項中「別記様式第二号」を「別記様式第四号」に、「別記様式第一号の二」を「別記様式第二号」に改め、同条を第五条とする。

第二条を第四条とする。

第一条の三中「第十六条の三」を「第百条」に改め、同条を第三条とする。

第一条の二を第二条とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十一条関係）

申請書に添え、又は提示する書類 ＼ 許可等を受けようとする者	法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可等を受けようとする者						法第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けようとする者	
	イ 法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者			ロ 法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者			ハ 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	
	(1) 教習修了証明書又は交付を受けた日から起算して一年を経過していない者	(2) 法第五条の二第三項第一号に該当する者	(3) 法第五条の二第三項第二号に該当する者	(1) 教習修了証明書又は交付を受けた日から起算して一年を経過していない者	(2) 法第五条の二第三項第二号に該当する者	(1) 教習修了証明書又は交付を受けた日から起算して一年を経過していない者	(2) 法第五条の二第三項第二号に該当する者	イ 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	ロ 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者
申請人の写真2枚						○	○		○
戸籍抄本及び住民票の写し						○	○		○
講習修了証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合格証明書又は教習修了証明書	○			○		○			
技能講習修了証明書		○	○		○		○		
許可証	○	○	○	○	○			○	
やむを得ない事情を明らかにした書類			○		○		○		
使用実績報告書			○		○		○		
経歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○